# 事案の概要・現況について

#### 1 容疑者による暴行等について

#### (1) 経過

令和 4 年 10~11 月頃

中保健福祉総合センター生活援護課職員は、複数回、容疑者による被害者への暴行を目撃するも、警察への通報は行わず。

### 令和4年11月21日(月)

ケースワーカーが家庭訪問をした際、自宅内で倒れている被害者を発見し、救急要請。

### 令和4年11月21日(月)

容疑者と被害者の親族とが中保健福祉総合センター生活援護課に来所。同課相談室内において、 職員の面前で金銭に関するやり取りが行われる。

その際、職員から一例として領収証を作成することを示した。

また、職員は容疑者が被害者の親族に向けて「誓約書」を作成したことを確認。

## 令和5年1月10日(火)

中区長、中保健福祉総合センター所長、同区生活援護課長(いずれも当時)により、報道機関向け説明を実施。(資料 1-2)

#### 令和5年1月13日(金)、18日(水)

中区を中心として、市長公室、総務局、市民人権局、健康福祉局とで本事案の検証のための会議を開催。

当該会議において、本事案の主な課題として整理した事項は次のとおり。

- (ア) 言動が暴行に該当するのかどうか、担当者の判断にゆだねられてしまっていた。
- (イ) 記録や報告がなく、担当者以外が状況を把握し、対応を検討することができなかった。
- (ウ) 生活援護課相談室での市民同士のいざこざにあたり、相談室の利用に係る具体的ルールが 定められていなかった。
- (エ) 生活援護課相談室内での相談時において、防犯カメラ映像などの証拠が残っていなかった。

# (2) 現状

令和 5 年 1 月 13 日、18 日の会議内容を踏まえ、課題として整理した(ア)から(エ)について、次のとおり改善に向けた取組を行っている。

また、本案件を踏まえ、令和5年4月11日付けで、生活援護管理課から各区生活援護課に対し、「生活保護制度の適正な運営について」(資料1-7)を通知。

課題	改善に向けた取組
(ア)	・「暴行につながりかねない不適切な言動」の事例を整理する。(資料 1-3)
	【組織での共有】 ・上記事例があった際には、記録、管理職等への報告を徹底する。 ・管理職は報告内容により、必要に応じ局・区長、副市長、市長への報告や対応案の相談を行う。 ・上記を「対応フロー」として整理し、下記【共有方法】にて関係部局へ周知する。 (資料 1-4)
(1)	<ul> <li>【共有方法】</li> <li>・資料 1-3、1-4 の内容を基に、ケースワーカー向け研修資料を修正の上、各職員へ再周知。(資料 1-5)</li> <li>(実施日)</li> <li>・各区生活援護課長 : 令和5年2月6日(月)</li> <li>・各区生活援護課長補佐 : 令和5年2月7日(火)</li> <li>・各区生活援護課係長級職員 : 令和5年2月8日(水)</li> <li>・各区生活援護課ケースワーカー: 令和5年2月17日(金)</li> </ul>
(ウ)	<ul> <li>・本庁課(生活援護管理課)から各区生活援護課に対し、同課相談室利用ルールの明確化を行った。(資料 1-6)</li> <li>(説明日)</li> <li>・各区生活援護課長 : 令和 5 年 2 月 6 日 (月)</li> <li>・各区生活援護課長補佐 : 令和 5 年 2 月 7 日 (火)</li> </ul>
(I)	・これまでに不適切な行為があった同行者がいる場合などは、上司など複数で面談を 実施する。 ・個人情報保護等の課題を検証の上、相談室などの個室への防犯カメラの設置を検 討する。

# 2 不適切な生活保護関係事務及び中区職員による被害者への暴行について

#### (1) 経過

令和5年3月13日(月)

中区役所に対して、大阪府警察による家宅捜索が実施される。

# 令和5年3月14日(火)

総務局及び健康福祉局により、中区関係職員への聞き取り調査を開始。

# 令和5年3月20日(月)

背任及び暴行の容疑で下記職員が書類送検される。

・背任容疑:中区生活援護課長、同課長補佐、同課係長、ケースワーカー(いずれも当時)

·暴行容疑:中区生活援護課長補佐(当時)

# (2) 現状

上記のとおり令和5年3月14日から、中区関係職員への聞き取り調査を行っている。

聞き取り調査においては、前述の暴行に関することや上席への報告状況等を含めて確認を行っており、 今後は現在までの調査内容を整理する。また、聞き取り調査対象を増やし、より詳細に状況把握を 行う。

なお、現在までの聞き取り調査実施状況は次のとおり。

当時の役職等	実施状況
中区生活援護課長	2 回
中区生活援護課長補佐	4 回
中区生活援護課係長	5 回
中区生活援護課ケースワーカー	4回

(以上)